

『東京市中央卸売市場位置選定に関する意見』

東京市政調査会 [編]

1924年 26 cm / 38 頁 図書番号 OCZ-0082

日本橋魚市場の起こりは、1590（天正 18）年徳川家康江戸入府の際、摂津国西城郡佃村の名主森孫右衛門が、江戸小田原河岸に地を賜り、一族と漁師を連れて移住したことに始まるとされている。

1888（明治 21）年 8 月 16 日、東京市区の営業、衛生、防火及び通運などの利便をはかるため、東京市区改正条例が制定された。これにもとづき、1889（明治 22）年 5 月 20 日、東京府告示第 37 号によって東京市区改正設計が発表され、市内の魚鳥市場は箱崎、芝、深川の 3 カ所に指定された。次いで 24 日、警察令第 20 号は東京市区改正設計に指定された区域外にある魚鳥市場を、以後 10 カ年以内に指定の地に移転することを命じた。また、府知事は東京府告示第 39 号をもって、東京市区改正事業のうち魚鳥市場などの移転にかかわる諸費用は、すべてその設立者または所有者が負担すべきであるとした。

これに対し日本橋魚市場組合は移転反対を表明、再三移転延期を出願するなどした。この移転問題は以後数十年に渡り解決されず、結果的には関東大震災後の帝都復興事業の一環として、築地の元海軍用地に開設された東京市中央卸売市場へ移転されることとなった。

本意見書は震災前の 1923（大正 12）年 7 月に東京市長、東京府知事、警視總監、内務大臣、農商務大臣、鉄道大臣に提出されたものである。

日本橋魚市場の移転問題が、1889（明治 22）年の移転決定より一向に解決していない理由を次の諸点にみている。①移転の費用がすべて当業者の負担と定められており、移転に必要な土地収用を為す権限もなかったこと。②移転指定地が広大で、当業者が到底移転費用を負担し得ないと考えられることなど、新市場案に問題があったこと。③移転指定地が鉄道輸送上の便を欠いていたこと。④東京市が市場市営を決定しなかったこと。⑤農商務大臣の管理下に設置された生産調査会の魚市場法案が、議会提出に至らなかったことなど、主務官庁において意見が齟齬をきたす傾向があったこと。

その上で、1923（大正 12）年 3 月には既設市場を移転して抜本的にこれを改革し、魚及び青物などの生鮮食料品を総合的に取り扱う中央市場の創設を企図した中央卸売市場法が公布され、また東京市による市場市営の検討も進んでいることから、残された課題は適当な移転計画と運輸の便のある移転地であるとし、4 つの移転地案を提示し比較する。ターミナルステーション案は、当時の 3 大終点駅であった汐留・隅田川・両国駅構内に開場するもので、最も運輸上の便宜があるが、市場の分散や駅構内の狭隘さが問題となる。芝離宮沖埋立地案は、東京市の埋立計画地に開場するため用地買収問題が生じないが、荷物の運搬にかかる時間や費用の面で弱みがある。築地案は、築地水交社敷地を買収し開場するもので、位置的には申し分ないが、用地買収と鉄道線引込のために多額の費用を要する。芝浦案は東京市の埋立地に開場するもので、早くから候補地として着目されていたが、市の中央から遠く、鉄道線引込についても問題がある。結論として、用地取得が容易で、水運の便宜を有し、浜松町方面からの鉄道線引込の見込みもあることなどから、芝離宮沖埋立地が最も適当とした。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）